

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第15号

#### 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年鳥取県条例第3号）第4条の規定に基づき、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年3月鳥取県条例第3号）第4条の規定に基づき、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の管理に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p>
<p><u>（休所日等）</u></p> <p>第3条 消費生活センターの休所日は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>（休所日）</u></p> <p>第3条 消費生活センターの休所日は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>2 <u>所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた消費生活センターの所長をいう。以下同じ。）</u>は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</p>	<p>2 <u>知事は</u>、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</p>
<p><u>（指示）</u></p> <p>第4条 <u>所長は</u>、消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。</p>	<p><u>（指示）</u></p> <p>第4条 <u>知事は</u>、消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。</p>

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。